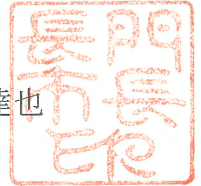




長 市 生 環 第 81 号
令和 6 年 (2024 年) 7 月 2 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

長門市長 江原 達也



(仮称) 新白滝山風力発電事業環境影響評価方法書について (回答)

令和 6 年 3 月 18 日付令 5 環境政策第 915 号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

なお、事業推進に当たっては、環境や健康等に与える影響等について、周辺住民の十分な理解を得ることを事業者へ意見していただくようお願いいたします。

記

1 総括的事項

- (1) 事業に関する住民説明会、並びに縦覧者から出された意見・要望に対しては、十分配慮するとともに、事業者自らの見解については、丁寧に説明すること。
- (2) 事前調査に当たっては、環境への影響を最小限にするとともに、調査後の原状復旧について、配慮すること。

2 環境評価項目事項

(1) 項目全般

環境影響評価準備書から環境影響評価書の段階で想定しなかった事案が発生した場合は、新たに詳細な調査を行うこと。

また、風力発電施設が完成し、運転開始後に環境影響評価書の想定を上回る不都合が生じた場合にも、事後調査を実施すること。

(2) 市民生活・産業活動

工事による水量、水質、水脈に与える影響、並びに農林水産業への影響について、適切な方法で調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 環境影響

河川への影響について、対象事業実施区域内に存在する河川のみではなく、対象事業実施区域から流出する土砂等の影響を受ける可能性のある下流域についても、調査対象とすること。特に、降雨時の影響については、異常気象等も想定したうえで、十分に精査すること。

(4) 動物・植物及び生態系

動物、植物及び生態系において影響を及ぼす事実が判明した場合は、その影響が最小限となるよう適切な環境保全の措置を講じること。

また、対象事業実施区域周辺には農地が存在することから、今後、工事による騒音、または稼働後の騒音等により、人里に有害鳥獣等（熊、猪、鹿、猿等）が移動し、農作物被害等の影響が発生すると見込まれる場合は、その対策を明らかにすること。

(5) 景観

長門市景観計画の景観形成基準を順守すること。また、届出対象行為の着手前には市と事前協議を行い、その後、景観法に基づく届出を行うこと。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

白滝山から天井ヶ岳、一位ヶ岳にかけては、縦走コースになっており、最近では登山利用者も多い。このため、風力発電所設備等の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場として、利用者及び地域住民の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。

(7) 文化財等

対象事業実施区域周辺に埋蔵文化財包蔵地は所在しないが、調査や工事等によって遺物、遺構などの埋蔵文化財や、重要と思われる植物群落などを発見した場合は、現状を変更することなく、速やかに長門市スポーツ文化交流課文化財保護室に届け出ること。

以上